

基本事件 2013年(行ウ)第13号  
2012年度固定資産税賦課処分及び減免不承認処分取消請求事件  
申立人 金 静 美 (キム チョンミ)  
同 竹 本 昇

## 坪井宣幸裁判長忌避申立理由書

2014年5月26日

津地方裁判所 御中

申立人

原告 金 静美(キム チョンミ)㊟

同

原告 竹本 昇㊟

申立人は、2013年(行ウ)第13号 2012年度固定資産税賦課処分及び減免不承認処分取消請求事件の原告である。

申立人は、2014年5月22日午前11時43分に、法廷内で坪井宣幸裁判長が、「証人申請は却下します」と言い、続けて「これで弁論を……」と言い出した瞬間に即座に、「裁判長を忌避する」と宣言し坪井宣幸裁判長を忌避した。

以下に、民事訴訟規則にしたがって、その忌避理由をのべる。

当該事件の原告である申立人が、坪井宣幸裁判長を忌避したのは、「これで弁論を……」と言い出した瞬間であり、2014年5月22日の口頭弁論法廷において、坪井宣幸裁判長は弁論を「終結」させることができなかったという事実を、ここに付記しておく。

### 記

#### 1、2014年2月20日の口頭弁論において

坪井宣幸裁判官を裁判長とする本件訴訟のはじめての口頭弁論において、原告が短時間訴訟提起の理由を弁論したあと、坪井宣幸裁判長は、実質審理にはいることはなかった。

被告が答弁書で、「知らない」と主張していることに対して、原告が被告に回答を求めたが、坪井宣幸裁判長は、原告に準備書面を出すように指示するだけあった。

#### 2、2014年5月22日の口頭弁論において

坪井宣幸裁判官を裁判長とする本件訴訟の2回目の口頭弁論の冒頭で、原告は、2014年5月9日の原告準備書面(2)と2014年5月21日の原告準備書面(3)の

趣旨説明を短時間おこない、被告熊野市が「紀州鉾山での朝鮮人強制労働と朝鮮人死者」は知らない」と「答弁」していることを弾劾し、紀州鉾山への朝鮮人強制連行、紀州鉾山での朝鮮人の労働の強制性を、法廷で審理することを求め、あらためて、とくに、紀州鉾山で亡くなった李白洛さんの遺児李炳植さんと千炳台さんの遺児千鳳基さんを証人とすることを要求するとともに、本件訴訟においては、強制連行と強制労働の事実を明らかにすることによって不当課税であることが明らかになるのだから、この事実について審理が尽くされなければならないということを、強く主張した。

原告の弁論がいったん終わったのは、11時39分であった。

すぐに、坪井宣幸裁判長は、「チョット、進行について合議をします」と言って、二人の陪席裁判官といっしょに法廷を出て行った。4分後に再び法廷に出てきた坪井宣幸裁判長は、「証人申請は却下します」と言い、続けて「これで弁論を……」と言い出し、実質審理をおこなうことなく、弁論を終結させようとした。

まさに、これから本訴の根本問題の解明のための実質審理が開始されるべき時に、坪井宣幸裁判長は、本訴の審理を終わらせようとしたのである。

### 3、坪井宣幸裁判長は、実質審理を行わず、弁論の終結を図ろうとした

坪井宣幸裁判長は、原告が訴状、準備書面、証人申請書などに詳細に示している本訴の根本問題の審理を避け、わずか2回の総計40分にも満たない口頭弁論で、弁論を終結させようとし、ものごとの本質を見極め、事実を明らかにするという裁判の使命を放棄した。

三重地裁民事部の坪井宣幸裁判長は、人権意識、法意識、正義感を確立できておらず、恥を知ることできずに職権を乱用した。裁判所は人権の番人でなければならず、法の理念に基づいて人権が侵害されている事実を究明しなければならない。原告がその事実を明確に指摘しているにもかかわらず、実質審理を拒み、審理に必要な証人申請を却下したことのうちに、裁判長の人権意識、法意識、正義感の欠落が如実に表れている。

本訴において、審理されるべき基本問題は、つぎのとおりである。

- ① 紀州鉾山への朝鮮人強制連行、紀州鉾山での朝鮮人強制労働にかかわる熊野市の行政責任。
- ② 紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する場（土地）の公共性・公益性。
- ③ 熊野市は、地方税法第6条1項及び熊野市条例第71条4号に基づき、紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑の土地にたいする税を免除することが租税法律主義に合致する。
- ④ 朝鮮人を追悼する碑の敷地への課税は、社会正義に反し、憲法に違反している。
- ⑤ 熊野市は、自らの歴史的な行政責任を自覚し、紀州鉾山で犠牲になった朝鮮人を追悼しなければならなかった。
- ⑥ 熊野市は、紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑を建てるべきであったに

もかかわらず、碑を建てようとせず、碑の敷地を提供しようともせず、紀州鉾山の真実を明らかにする会が会員を名義人として購入した敷地に課税した。

熊野市は、日本の現行法に従って、免税することができるにもかかわらず、紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑の敷地に課税した。

それは、熊野市が、過去の行政犯罪を、現在おいてくりかえす行為であった。

以上の基本問題について実質審理をしようとしなない坪井宣幸裁判長には、裁判の公正を妨げる事情がある。

申立人は、坪井宣幸裁判長に対する忌避は理由があるとの裁判を求める。